

議案第15号

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例（平成26年大口町条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を
「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
第7章 雑則（第36条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的

- に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

- 第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第28号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)

によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるものは「講じるように努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは、「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるものは「講じるように努めなければ」とする。

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第5条 略</p> <p>第6章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準</u> (第35条)</p> <p>第7章 <u>雑則</u> (第36条)</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5条 略</p> <p>第6章 <u>基準該当介護予防支援に関する基準</u> (第35条)</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p>

新	旧
<p><u>の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、<u>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(従業者の健康管理)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p>第23条の2 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(従業者の健康管理)</p> <p>第23条 略</p>

新	旧
<p>(3) <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p>	<p>(揭示)</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	
<p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(事故発生時の対応)</p>
<p>第29条 略</p>	<p>第29条 略</p>
<p><u>(虐待の防止)</u></p>	
<p>第29条の2 <u>指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p>(2) <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p>(3) <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p>
<p>第33条 略</p>	<p>第33条 略</p>
<p>(1)～(8) 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p>
<p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし</p>	<p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし</p>

新	旧
<p>つつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>第6章 基準該当介護予防支援に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第35条 略</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第28号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定する</u></p>	<p>つつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>第6章 基準該当介護予防支援に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第35条 略</p>

新	旧
<p><u>ものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	

改正要旨

1 改正の趣旨

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることに伴い、大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 虐待の防止に関する事項の追加（第20条、第29条の2関係）

指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）が、虐待の発生又はその再発を防止するための検討委員会を定期的開催し、その結果を担当職員に周知徹底を図り、その指針を整備するよう規定します。また、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するよう規定します。

(2) 業務継続計画の策定に関する事項の追加（第21条の2関係）

事業者が、感染症や非常災害の発生時にサービスの提供を継続するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう規定します。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止措置に関する事項の追加（第23条の2関係）

事業者が、当該事業所における感染症の発生やそのまん延を防止するための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を担当職員に周知徹底を図り、その指針を整備するよう規定します。また、感染症の予防やまん延を防止するための研修及び訓練を定期的実施するよう規定します。

(4) 会議及び委員会の実施方法の追加（第23条の2、第29条の2、第33条関係）

事業者が、本条例中に規定された会議及び委員会を実施する場合に、テレビ電話装置等を活用して行うことができるよう規定します。

- (5) 事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者が作成及び保存する書面の取り扱いに関する事項の追加（第36条関係）

事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者が、本条例中に規定されている書面で作成、保存する介護予防サービス計画等を、書面に代えて、電磁的記録により対応することができるよう規定します。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。「虐待の防止」「業務継続計画」「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」の規定については、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、努力義務とします。